

## 流域治水を進めるための 市町村への支援

高知大学 教育研究部 自然科学系 理工学部門 教授  
(公社) 日本地すべり学会会長

ささほら かつお  
笹原 克夫



現在「流域治水」の推進が、防災上の重要な課題となっています。「流域治水」とは、気候変動の影響により激甚化・頻発化する水災害に対して、いわゆる治水事業のみならず、あらゆる関係者が協働して、水災害対策に取り組むことを言います。国や都道府県の河川・砂防などの治水事業により水害・土砂災害を防止するのみならず、市町村の実施する下水道事業や都市計画事業、そして農業農村整備事業や森林整備事業、さらには民間の実施する事業など多岐にわたる事業が関わってきます。私も高知県内で国土交通省が河川事業を実施する、仁淀川と物部川の流域治水を推進するための、仁淀川水系及び物部川水系流域治水協議会にオブザーバーとして参加しています。またこれに関連して、日高村において洪水氾濫区域での住宅等の床高規制や、盛土等の規制を行うために条例を策定したのですが、その委員会にも参画しました。「流域治水」を推進するためには、このような市町村の実施する下水道や都市計画事業や、洪水氾濫区域への立地規制等のための条例の策定が重要になってくることはご理解いただけると思います。市町村の土砂災害対策の推進においても、同様なことが言えますね。

このような市町村との業務の中で感じたことは、彼らの「技術力」の弱さです。日高村の条例は、洪水氾濫の防止のための条例なので、当然ながら河川工学に関する知識や、洪水氾濫区域図の作成に関してGIS等に関する知識が必要でしたが、それらを十分に有していない方が多かったように思います。覚えているのは、担当の課長が「自分は土木職ではないのでわからない」と漏らしたことです。これが気になって高知県内の市町村の技術系職員数を調べてみました。そうすると総務省のHP「総務省 | 地方公共団体の行政改革等 | 地方公共団体定員管理関係」にたどり着き、その中で県内市町村の技術系職員（土木職に限らない）を調べてみると、県内の町村のほとんどには保健師・助産婦を除く技術系職員がいないことがわかりました。市や一部の町には技術系職員がいますが、小さな町村にはいません。日高村には土木系職員がいたのでもまだ良かったのですが、他の町村だともっ

と大変な状況での業務となったことが想像されます。

さて、日高村の条例策定に関して、どのように上記の弱点を補ったか？これは地元の国交省の河川事務所の職員が、本来村が作成すべき洪水氾濫区域図や、床高規制や盛土規制のための技術基準を作成しました。短期間の研修では、村の職員に技術移転を行うことはできない、という事務所長の判断ですね。本当に難しい技術は研修では移転できませんね。でも国としての本来業務の上に、それらの村の業務を積上げたことは、担当職員のみならず、事務所全体としても相当な負担だったようです。私は「そこまでやるのか？でも仕方ないな。」と思いながら見ていました。無理をしているわけです。日高村の場合は、まだ職員数に余裕があったので、洪水氾濫区域を災害危険区域とするための条例の制定や、建築確認の体制の構築などは村が行っていました。国に支援してもらったのは、流量の計算などの水理学的な部分のみです。でも前者に対処することもできない町村であれば、同様な条例の策定のための業務を、すべて国や県が丸抱えしなければならなくなる可能性があります。このままでは、高知県内の市町村が、日高村と同様な条例を作る度に、国交省の河川事務所が同様な「無理」を重ねることになりそうです。これを何とか、最小限の「無理」に抑えるための方法を考える必要がありそうです。現在のシステムの中では解決しえない問題であり、国の職務と市町村の職務の兼任が可能になるなど、人事制度から検討しないと解決できない問題だと思います。

この問題は何も「流域治水」に関わる業務の話ではないことは、皆さんはお分かりだと思います。国や県がどんどん高度な技術を要する施策を立案すれば、市町村はそれを追いかける必要があります。あるレベルまでは「研修」（勉強）すれば市町村も対応できるでしょうけれど、そのレベルを超えるとそうはいきません。この現実を直視する必要があります。きれいごとでは解決しません。「国」「都道府県」「市町村」という枠を超えた人事制度が必要だと思います。